

# 第104回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和3年9月28日(火曜日)

出席議員  (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	古市宏和	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 89 号 佐用町商工業振興基本条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2. 認定第 1 号 令和 2 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3. 認定第 2 号 令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 3 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 4 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 5 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 6 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 7 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 8 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 9 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 10 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 11 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 12 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 13 号 令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 14 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 99 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
- 日程第 17. 同意第 3 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 18. 同意第 4 号 佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 20. 議員派遣について
- 

午前 09 時 30 分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。

皆様、おそろいでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会も最終日を迎えました。本日も、慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、高年介護課長から、9 月 22 日の本会議での発言について訂正の申し出

がありましたので許可します。高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 失礼します。

9月22日の本会議で令和3年度一般会計補正予算案の質疑中、岡本義次議員から受けました特定建築物等定期報告業務委託料に関する旧ゆう・あい・いしいの分の委託先の質問についての答弁で、商工観光課長に代わり私が防災センターとお答えしましたが、有限会社環力の誤りでした。訂正をお願いいたします。

議長（石堂 基君） ただ今の申し出のとおり訂正を許可します。  
それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1．議案第89号 佐用町商工業振興基本条例の制定について（委員長報告）

議長（石堂 基君） 日程第1、議案第89号、佐用町商工業振興基本条例の制定についてを議題とします。

議案第89号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、廣利一志議員。

〔産業厚生常任委員長 廣利一志君 登壇〕

6番（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

今、佐用町議会、産業厚生常任委員会に付託された案件、議案第89号、佐用町商工業振興基本条例の制定について、審査の結果を報告します。

まず、日時は、令和3年9月14日、火曜日、9時28分開会、午前10時52分閉会。

場所は、役場第1庁舎西館3階議員控室。

出席者は、委員全員と当局から町長、副町長、総務課長、商工観光課長、商工観光課商工振興室長、同課商工振興室主事。事務局から局長、局長補佐であります。

議案第89号、佐用町商工業振興基本条例の制定について、追加説明を求めました。

追加説明では、国の小規模企業振興基本法が、平成26年に制定され、以後、各市町で関連の条例を策定するところが増えてきた。西播磨の5市町のうち、本町以外は昨年までに、その制定を終えた状況です。

本町では、プレミアム商品券事業、利子補給、新規創業支援などの事業を行い積極的に商工業振興に取り組んでいたことを踏まえ、本町においても、商工会の意見を聞きながら、近隣市町の条例も参考にして、佐用町商工業振興基本条例（案）を策定した。

本町では、商工業者の大半が中小企業。しかも小規模企業なので、条例の名称をあえて小規模企業とせず、町全体の商工業の振興を図ることが小規模企業、中小企業の振興にも、当然、結びつくので、商工業振興基本条例とした。

質疑に入りまして、町としては、商工業者の育成、振興を、これまで図られてきたが、基本条例を改めて制定することで、どのように変わるのか。答弁は、この条例で、町、商工業者、商工団体及び町民のそれぞれの役割を明らかにすることです。さらには、それぞれの参画と協働を進め、持続的な地域経済の構築を目指すというところでは、

質疑に入りまして、今回、佐用町商工業振興条例だが、兵庫県は、中小企業の振興に関する条例であるが、その違いは。答弁として、中小企業基本法上、製造業、建設業だと資

本金が3億円以下もしくは従業員が300人以下となり、佐用町内では大規模になる。サービス業、小売業では、資本金が5,000万円以下、サービス業が従業員100人以下。小売業では50人以下となっている。小規模企業者では従業員が5人以下で、町内は、ほとんどが小規模企業者である。

質疑に入り、既に、国の支援制度がある中で、今回の条例制定は、今後の支援制度の条件になるようなことを考えてか。答弁として、今後の補助金や有利な施策の条件にあるから、今回の条例制定を考えたわけではない。

討論に入りまして、討論はありませんでした。

採決に入りまして、全員賛成でした。

産業厚生常任委員会、付託審査の結果は、議案第89号、佐用町商工業振興基本条例については、原案のとおり可決としました。

以上で、付託案件審査の報告をさせていただきました。

議長（石堂 基君） 産業厚生常任委員会委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第89号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第89号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

- 
- |            |  |
|------------|--|
| 日程第2．認定第1号 | 令和2年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）           |
| 日程第3．認定第2号 | 令和2年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第4．認定第3号 | 令和2年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）     |
| 日程第5．認定第4号 | 令和2年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）    |
| 日程第6．認定第5号 | 令和2年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）       |

- 日程第 7. 認定第 6 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 7 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 8 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 9 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 10 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 11 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 12 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 13 号 令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 14 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2 から日程第 15 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 2、認定第 1 号、令和 2 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 15、認定第 14 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第 1 号から認定第 14 号までについては、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員会の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、西岡 正議員。

〔決算特別委員長 西岡 正君 登壇〕

決算特別委員長（西岡 正君） 第 104 回定例会本会議で本委員会に付託されました令和 2 年度佐用町一般会計及び各特別会計決算認定について、審査の結果を会議規則第 73 条の規定により報告をいたします。

本特別委員会は全議員からなる特別委員会でありますので、内容については、簡略的に報告したいと思っております。

特別委員会は、第 1 日目、日時、令和 3 年 9 月 6 日、午前 9 時開会。

場所は、佐用町役場庁舎西館 3 階、議場であります。

出席者は、委員全てが出席をいたしております。

また、説明のために出席をしていただいた方は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、関係室長、担当職員であります。

職務のため出席した者は、尾崎局長、大上局長補佐であります。

まず、認定第 1 号、令和 2 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を行

い、佐用町財産に関する調書についての質疑をいたしました。質疑はなく、終結をいたしました。

続いて、一般会計歳入歳出事項別明細書歳入についての審査を行いました。

まず、5款、町税についての質疑を行いました。

質疑として、滞納繰越分について、コロナによる徴収の影響はということで、答弁として、手続き上、最低限必要な督促、催告については発送しているが、家の中に入る搜索は自粛し、家の外にある自動車については搜索を行い、差押えを執行したということでありました。

また、固定資産税の償却資産、対前年度比 1,800 万円の増額となっているが要因はどの質疑がありました。太陽光発電施設の償却資産の増加などが大きな要因と考えらると答弁がありました。

町税についての質疑は終結し、続いて、10 款、地方譲与税から 35 款、交通安全対策特別交付金までの質疑を行いました。

質疑として、森林環境譲与税について、昨年度 1,600 万円だったが、本年度は 3,450 万円となっているが、増額の理由はと、使途について、公表が義務づけられているのではないかとこの質問がありました。答弁として、増額の要因は、令和元年の台風第 15 号、倒木による停電被害が出るなど、森林の保水力の低下に伴う洪水氾濫、山腹崩壊など甚大な災害が発生し、一層の森林整備を促進する必要があったこと。使途については、航空レーザー測量などの事業に活用し、決算認定後、速やかに町ホームページで公表の予定ということでありました。

地方消費税交付金 6,700 万円、増額要因と充当先はどの質疑ありました。主な充当先と金額は、介護保険運営事業に 7,405 万 6,000 円。後期高齢者医療事業に 6,905 万円。障害者事業に 2,521 万 4,000 円となるとの答弁がありました。

地方譲与税から交通安全対策特別交付金までの質疑を終結し、続いて、40 款、分担金及び負担金、45 款、使用料及び手数料についての審査を行いました。

質疑では、児童福祉費負担金、保育料無償化による市町村の財政負担が軽くなる。自治体独自の取組の財源を子育て支援のさらなる充実に活用することが重要と、厚労省が説明している。町の負担が浮いた分は、子育て支援の、どの財源に回したのかという質疑でありました。答弁として、佐用町では、国、周りの市町に先駆けて、平成 27 年から第 2 子無償化している。現在、国の 3 歳以上の無償化が始まったが、佐用町は、ほかの市町に比べて、2 歳以下の児童にも第 2 子の無償化を行っていて、財政負担は、そこで発生している。完全無償化にという話は、周りの市町村とか、国の動向を注視しながら独自の施策を先に進んで考えたいとのことでありました。

続きまして、分担金及び負担金、使用料及び手数料の質疑を終結し、50 款、国庫支出金の質疑に入りました。

地方創生臨時交付金について、単独事業分と補助事業分、それぞれの充当先はどの質問があり、感染拡大防止策、医療提供体制の整備、生活困窮世帯や個人への支援、雇用維持と事業の継続などの観点から事業を実施してきた。単独事業分では、医療機関への感染症対策支援、ひとり親家庭への臨時交付金、商工業者応援金事業、水道下水道料金の減免、さよう文化情報センターの空調整備事業。補助事業分では、農業研修用機械設備導入事業、学校再開に伴う感染症対策事業に充当しているとの答弁がありました。

国庫支出金については、質疑を終結し、55 款、県支出金への質疑に入りました。

道の駅の施設管理費の委託金、開設以来 450 万円が続いているが、今後、増額とかの見通しは。また、河川整備の委託金 500 万円は定額の意味合いがあると聞いているが、増額の要望とか、今後の状況、見通しはという質問がありました。

道の駅委託金については、今後、増額の必要に迫られれば県と協議するが、現実的には増額は厳しい状況。河川整備の委託金は県が管理する河川について、小規模であったり、緊急性があったりいう場合に、管理者でない町がやることができるということで、1,000万円を上限に2分の1の500万円を委託金としていただいている。緊急性が高く、事業費が増額になる場合には、県とともに協議する。現状の形で事業推進していきたいとの答弁がありました。

県支出金の質疑を終結し、続いて、60款、財産収入から85款、町債までの質疑を行いました。

質疑として、合併特例債を活用した事業の内容について、また、延長を伴う事業の計画は、どのように考えているのかという質問であります。答弁として、合併特例債を活用した事業は、JR 姫新線播磨徳久駅前周辺整備事業、三日月支所大規模改造事業、三日月保育園園舎改修事業、ため池整備事業、道路長寿命化事業、道路新設改良事業、佐用中学校大規模改修事業、図書館システムクラウドサービス導入事業で、合計6億7,090万円。令和7年度までに期間が延長され、残りが約10億円となっている。令和4年度以降の計画については、決定はしていないが、道路長寿命化事業と道路新設改良事業以外にも必要な事業があれば充当していきたいとの答弁がありました。

財産収入から町債までの質疑を終結し、続いて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書歳出についての審議に入りました。

5款、議会費については、質疑はなく、終結いたしました。

続いて、10款、総務費について質疑に入りました。

会計年度任用職員の月額報酬についての質疑がありました。今回の改正までは支払えなかった期末手当分を月額賃金に上乘せしていたが、今回の改正で期末手当の支給が可能になった。勤務時間の見直しや正規職員、再任用職員と給与のバランスも考慮して、年間ベースで増額となるように報酬の改定を行った。その結果、上限の報酬額を支給する職員については、月額ベースで2万円弱の減額となるが、年間では20万円程度の増額になるとの答弁がありました。

定住促進について、いろいろな自治体に取り組んでいる。先進地では青年層の30代、40代の子連れの移住定住が多く、移住者の年齢分布、今後、子育て世代へのアプローチは、どう取組をされるのかという質問でありました。答弁として、平成28年度から空き家バンクなどの取組を始め、令和2年度で5年間経過した。その中で、実際に転入・定住を考えていただいた70名弱の方々の年齢分布では、80%近くが20代から50代、毎年、定住促進支援事業に1,000数百万円を計上し、新築の支援とか空き家バンクの購入とか、就職の奨励金といった形で、おおむね40歳以下の方を対象にした事業をやっている。いろいろ試行錯誤しながら若い世代の方に定住していただけるような佐用町にしていきたいというこの答弁がありました。

地域おこし協力隊事業推進費の研修会等負担金が2万5,000円と少ないが、研修内容と参加人員はの質問がありました。答弁として、一般社団法人兵庫県地域おこし協力隊ネットワークが、県から受託を受けて主催している研修に参加している。内容は、県内の隊員と意見交換、交流、先輩隊員の取組を学ぶ、制度の勉強、地域との関わり方というような講義や意見交換。定住促進コーディネーターと農業振興支援員の2人が参加している。この研修だけでなく、いろいろな案内があったが、コロナの影響で参加できたのが、この研修だけだったとの答弁がありました。

総務費について質疑を終結し、次に、15款、民生費について質疑に入りました。

災害時要支援者台帳管理システム導入委託料に関して質疑がありました。障がい者や高齢者など支援が必要な方の情報が自治会長だけに教えられている。実際に、避難指示が出



るような状況になると、確実に避難や救助ができるようにしようと思うと、消防団等の協力、連携が必要になると思う。今後、どのように対応するのかという質問であります。答弁として、自治会長と周辺の支援者には、情報を、同意を得ている方については公開している。同意をいただいている方については、自治会長にも個人情報ということで、知らせることができない。高齢者等避難開始が出たら開けていいということで、契印を押した封を渡しているということでありました。

民生費について質疑を終了し、衛生費について質疑に入りました。

ごみの収集回数について質疑がありました。佐用町では、燃えるごみ、燃えないごみ、週に1回の収集だが、太子町とか上郡町とかは、週に2回収集しているが、これだけ差が出るということは、どうなっているのかという質問でありました。答弁として、燃えるごみの収集は、佐用町と宍粟市が週1回、上郡とたつの市が週2回。指定ごみ袋の料金は、佐用町が1枚40円。上郡町が35円。宍粟が25円、たつの市が10円という状況。ごみ袋を有料化の目的が、国の方針として、地球温暖化問題もあり、ごみの排出量を抑制することにあり、あまり安くすれば抑制する効果がなく、逆に高くすると不法投棄などにつながる。必要があれば、見直しも考えるが、条例の改正等が必要になる。

衛生費の質疑は終結し、25款、農林水産業費の質問に入りました。

もち大豆について、2年度、100円から130円に上がるが、機械導入に対して補助とかやっているのか。栽培面積が減った要因とはという質問がありました。答弁として、面積が減った理由は、高収益の作物、大豆よりキャベツ等を作ったほうが、収益が高いと、大型農家さんが転換した。令和2年度と3年度に関しては、機械補助などを行い、何とか作付面積を増やした。

農林水産業費について、質疑を終結し、30款、商工費について、質疑をいたしました。

令和2年度、ビジネスプランコンテストが開催され、応募が最終審査に残ったプランの中に、本当によく考えられているというプランがあったと思うが、それは、どのように活用され、伸ばしていこうとされているのかとの質問がありました。答弁として、ビジネスプランコンテストの目的は、一人でも多くの方が佐用町で起業して頑張ってもらいたいということで、最優秀賞に選ばれたグラミンカは、既に営業している。夏休み等は、非常に、順調に予約が入り、秋の予約も、ある程度、順調に伸びてきている状況。鹿肉を利用したペットフードのほうも、女性起業家の支援事業という、さらに有利なメニューを利用して、既に事業を始めている。

新規起業・創業支援事業助成金、始まって数年たつが、創業後の事業経営に対するフォローはどうなっているのかとの質問がありました。答弁として、新規起業・創業支援事業を利用して創業された方が13件、それ以外の事業を使っただけで創業された方が4件ある。基本的に、創業された方には、商工会の会員になっていただき、経営指導から申告まで商工会を通じてされているので、数値は、商工会も把握をして、指導している。

商工費についての質疑を終結し、35款、土木費に入りました。

質疑として、国としては、災害があつて、自治体にも補助するというので、浚渫費の新設がされ、自治体が単独で事業をする河川等の浚渫等を支援して、地方債の対象となるという事業があるが、2年度には、その浚渫費用を検討されたか。2年の春には、この事業が創設されたが、事業の対象が、町管理の普通河川でないといふことで、2年度の浚渫事業計画がなかったので、実施計画の策定には至っていない。

次に、土木費についての質疑は終結し、40款、消防費の質疑に入りました。

質疑として、消防団員について、減少の状況。消防団員の数は、令和元年に884人。令和2年には862人。対前年度比98%と若干の減少で、この傾向は、近年ずっと継続している。要因としては、少子高齢化と認識している。支団制の廃止、分団の統合、車両の運営

など、団員が減少しても運営できる取組を進めている。退団をされた方については、消防協力員の制度があるので、勸奨して消防力を維持できるように取組をしているとの答弁がありました。

消防費についての質疑を終結し、45款、教育費について質疑に入りました。

質疑として、利神城跡整備推進費について、石垣の補強工事の進捗はどの質問であります。答弁として、令和2年度、3年度、4年度の3カ年計画で実施している防災工事で、令和2年度の進捗率は、全体工事費の48%の進捗率。

教育費について質疑を終結し、続いて、55款、公債費の質疑に入りました。

質疑としては、10億円余りの繰上償還をしたということだが、起債の主なものの額、内容はどんなものかとの質問がありました。答弁として、繰上償還の内訳は、平成29年度借入れの臨時財政対策債での3億6,593万5,000円、全額償還です。平成27年度借入れの児童福祉施設の整備事業での償還額は、金額は4億8,730万7,987円。平成29年度借入れの合併特例債で、未償還元金の3億572万279円のうち、1億7,087万9,721円を償還した。

公債費についての質疑を終結し、60款、諸支出金について質疑に入りました。

質疑はなく、終結し、80款、予備費について質疑しました。

質疑はなく、以上で歳出についての質疑を終結し、関連資料についての質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し、一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結いたしました。

続いて、討論に入りました。まず、原案に反対の討論がありました。続いて、賛成討論がありました。

討論を終結し、採決を行いました。

認定第1号を挙手によって採決し、挙手多数で、認定第1号は原案のとおり認定されました。

以上で、第1日目の日程は終了し、午後4時46分散会しました。

特別委員会2日目、日時、令和3年9月7日、午前8時58分開会。

場所、佐用町役場西館3階議場であります。

委員の出席は全員（石堂委員1名欠席と委員長報告後訂正あり）で、説明のため出席を求めた者は、前日1日目と同じであります。

引き続き、審査に入りました。

認定第2号、令和2年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、申山、秀谷、及び各旧小学校でのプールなどの発電容量と金額についての質疑がありました。申山が約606万キロワットで、2億6,700万円。秀谷が1,238万キロワットで、3億2,700万円。その他に低圧4か所合計で約29万キロワット、約850万円との答弁がありました。

歳入についての質疑を終結し、続いて、歳出は、一般会計への繰り出しの内訳についての質疑がありました。申山建設の際の貸付けの返還、毎年4,000万円を受けており、合併振興基金への積戻しに約4,000万円。小学校分として800万円、中学校分として約1,000万円、子育て支援券配布。残り約1,950万円を町単独造林事業の補助金に充当しているとの答弁があり、歳出についての質疑を終結いたしました。

討論を行う。討論はなく、認定第2号を挙手によって採決。挙手全員で、令和2年度メガソーラー事業収入特別会計は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和2年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての審査をいたしました。

まず、歳入では、国保加入世帯で子供のいる世帯は何世帯か。また、予算の時にも指摘

したが、子供の均等割の課税はなくすべきだと思うがどうとの質疑がありました。18歳未満の子供がいる世帯が116世帯、218人で、そのうち、未就学児が50人。子供の均等割については、健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、令和4年度から未就学児については、5割減額とされるとの答弁がありました。

歳入についての質疑は終結し、歳出の質疑をいたしました。

国でマイナンバーカードを利用した保険証の推進を図っているが、町内の医療機関、薬局のシステムの整備状況は把握しているのかとの質問がありました。町内10医療機関のうち、導入準備中が3か所、ネット環境が整備されれば導入する予定が5か所、検討中が1か所、予定なしが1か所。歯科医師会では、ほとんどが導入予定で、薬局については、薬剤師会に確認したが、導入予定のところはあるが、数は把握していないとの答弁があり、歳出についての質疑を終結し、討論に入りました。

まず、原案に反対する討論がありました。続いて、賛成討論がありました。

討論を終結し、挙手によって採決を行いました。

挙手多数で、認定第3号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、令和2年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の歳入について審査をいたしました。

質疑として、年金が実質0.3%減った。収入は減る中で重税感がある。答弁として、保険料の算出に当たっては、1人当たりの医療給付費の伸び、後期高齢者負担率の変更といったものが増加要因。後期高齢者は、医療給付費が高く、支えている現役世代の人口減少などで、課題になっている現役世代の負担を引き下げ、全世代対応型社会保障制度を作り上げたいと国が言っている。高齢者にすると重税感あると思うが理解していただきたいとの答弁がありました。

歳入に対する質疑を終結し、歳出に対する質疑に入りました。質疑はなく、討論を行いました。

まず、原案に反対する討論がありました。続いて、賛成の討論がありました。

討論を終結し、挙手によって採決を行いました。

挙手多数で認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号、令和2年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算事業勘定の歳入に対する審議を行いました。

保険者機能強化推進交付金、当初予算から70万円の減額の理由と充当先。介護保険努力支援交付金の充当先はとの質疑がありました。減額補正の理由は、国の配分方法が変更されたため。努力支援交付金と機能強化推進交付金の異なる点は、機能強化推進交付金は、一般会計で行う予防等に活用可能だが、努力支援交付金は介護保険特別会計の予防健康づくりのみに活用できる点にある。充当事業は、介護予防日常生活支援総合事業、介護予防事業、包括的支援事業等の答弁がありました。

事業勘定の歳入に対する質疑を終結し、事業勘定、歳出に対する質疑を行いました。

質疑として、施設に入所する低所得の方に対して、食費・住居費を補助する補足給付について、住民税非課税世帯で本人収入が120万円を超える場合は、自己負担を2万2,000円に増やす。食費・住居費サービス等については、保険料と合わせて月8万2,000円の負担になる。住居費の負担増について、この会計では、どういう影響があったかとの質問がありました。答弁として、令和3年8月からの制度改正により、食費については、年金収入等により増えることになった。施設入所者で年金収入等が120万円以上の方は、日額の自己負担が上限となり、650円だったものが、今現在1,360円になっている。また、預貯金等の条件が単身の方で1,000万円未満だったが、年金収入が120万円を超える方、500万円未満であることなどで、制度の改正がされ、令和3年制度改正のため、実態は把握で

きていないとの答弁がありました。

事業勘定、歳出の質疑を終結し、サービス事業勘定の歳入について質疑を行いました。

質疑はなく、サービス事業勘定歳出について質疑に入りました。質疑はなく、続いて、討論を行いました。

まず、原案に反対する討論があり、次の賛成する討論がありました。

討論を終結し、直ちに挙手による採決を行いました。

認定第5号を挙手多数で、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号、令和2年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑を行いました。

質疑として、平福から南光に移った職員の方が、そっくり南光へ行かれたのか。本庁とか支所とかに帰ったとかの異動はなかったのか。答弁として、4月から社会福祉協議会への指定管理委託をしている。協議の中で、当面の間、これまでの運営体制を維持するというので、園長を含む正規職員7人は、町職員の身分のまま、朝霧園に派遣され、同業務に従事しているということでもあります。正規職員以外の調理員、支援員らは、3月末で会計年度職員を辞職して、それぞれの職種に応じて、社会福祉協議会の臨時職員として、新たな雇い上げ、同じ職場で同じような待遇で従事しているとの答弁がありました。

歳入の質疑はなく、質疑を終結し、歳出に入りました。質疑はなく、質疑を終結し、朝霧園特別会計歳入歳出決算について、討論を行うが、討論はなく、直ちに採決いたしました。

挙手による採決を行い、挙手全員で、認定第6号は認定されました。

続いて、認定第7号、令和2年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入りました。

質疑として、簡易水道使用料、元年分と比べて、コロナの影響は、との質問がありました。答弁として、前年度の使用料と比較して4,260万円余りの減額となっている。減額の理由として、新型コロナウイルスの影響が長期化していることで、一般家庭と中小企業者の基本料金を3カ月分減免して、コロナ感染症対策の地方交付金として、一般会計から繰入れている。

歳入についての質疑を終結し、歳出についての質疑を行いました。質疑はなく、討論を行う。討論なく、直ちに採決を行いました。

挙手による採決を行い、挙手全員で認定第7号は、原案のとおり認定されました。

認定第8号、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定であります。

まず、歳入についての質疑を行いました。

質疑としては、公共下水道施設使用料、2年度分、元年度分にどのような差異があったのか。コロナの影響はあったのかとの質問であります。答弁として、公共下水の使用料は、前年比190万4,500円余り減少している。感染症対策として、商工業者の申請に基づき、人数割を、6ヶ月間減免している。減免額298万円は一般会計より繰入れしている。下水の使用料は人数割で徴収しているので、コロナによつての減額によることはないとの答弁がありました。

歳入に対する質疑を終結し、歳出について、質疑を行いました。質疑はなく、直ちに討論を行う。討論はなく、直ちに採決を行いました。

挙手による採決を行いました。挙手全員で、認定第8号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号、佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、まず、歳入についての質疑がありました。

質疑として、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金38万6,000円。補助金でどのよう

なことをしたのかという質問でありました。答弁として、環境省から出ている補助金で、80人槽の浄化槽、平成8年に設置され、更新できていなかったものが、故障等が起き、ブローアの更新を行った。

歳入に対する質疑を終結し、歳出に対する質疑を行いました。

質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、挙手による採決を行いました。

挙手全員で認定第9号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号、令和2年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行いました。

まず、歳入についての質疑で、コロナの関係で、どのような状況に落ち込んだのか、との質問がありました。答弁として、入園者数、宿泊者数とも半分以下に落ち込み、収入に大きく影響した。特にグループ棟の落ち込みは激しかったとのことでありました。

歳入についての質疑を終結し、続いて、歳出についての質疑を終結しましたが、討論はなく、挙手による採決を行いました。

挙手全員で、認定第10号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第11号、令和2年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入に関する質疑では、コロナによる影響が大きいと思うが、一般会計から繰入れは、近年、3,000万円余りを推移していたが、令和2年度は7,410万円ということで非常に大きくなっている。対策等は、どのように感じているのかということでありました。答弁として、繰入金のうち、1,700万円はコロナ対策の施設整備としてのことで、お客様に安心して利用していただける施設の備えはできている。安心して、利用、合宿してもらえる施設となることに努力をしていきたいとの答弁がありました。

歳入についての質疑を終結し、歳出の質疑を行いました。歳出では質疑はなく、討論に入りました。討論はなく、直ちに採決に入った。

挙手全員で、認定第11号は、原案のとおり認定されました。

認定第12号、令和2年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について、審査を行いました。

歳入、歳出とも質疑、討論はなく、挙手による採決を行いました。

挙手全員で、認定第12号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第13号、令和2年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を行いました。

歳入歳出とも質疑、討論はなく、挙手による採決を行いました。

挙手全員で、認定第13号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第14号、令和2年度佐用町水道事業会計決算の認定についての審査をいたしました。

質疑として、料金が入った分、元年度と比べてどうだったか。答弁として、水道収納済額が9,048万7,632円で、元年度と比べて1,270万9,465円の減収となっている。コロナの影響で水道の使用量が少なくなったためだと思われるとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論を行いました。討論なく、挙手によって採決を行いました。

挙手全員で、認定第14号は、原案のとおり認定されました。

以上をもって、決算特別委員会に審査を付託されました案件の概要報告といたします。

なお、詳細については、委員会報告で事務局にありますので、ご覧いただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、委員長報告を終わります。

非常に聞き苦しい報告になったことをお詫びいたします。

議長（石堂 基君）                   ここでしばらく休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

議長（石堂 基君）                   では、再開します。

決算特別委員長（西岡 正君）       2日目の出席委員の数であります、石堂委員については、  
欠席のことです。

他の委員については参加していただきました。以上です。

議長（石堂 基君）                   ありがとうございました。

決算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、決算特別委員会で、議案に対する質疑は終結していますので、認定第1号から、  
順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願います。

まず、認定第1号、令和2年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行  
います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君）                   金谷議員。

9番（金谷英志君）                   認定第1号、令和2年度佐用町一般会計決算認定の反対討論を行  
います。

令和2年度は、全国的にも今も続くコロナ禍への対応に追われた年度でもありました。

政府はコロナ対応で科学的見地の無視を繰り返しています。根拠もなく学校の一斉休校  
で学校運営に大混乱をもたらし、「PCR検査を広げると医療崩壊が起こる」と、検査を抑制  
する姿勢をとりました。また、「GoToキャンペーン」に固執しウイルスを日本中に広げま  
した。どれもが科学を無視した大失政です。

佐用町でもコロナ対応に多くの財政支出を行った年度でもありました。当決算の問題は、  
まず、公債費の繰上償還です。地方債の発行は必要な事業に対し将来の住民も負担を負う  
ものであり、繰上償還は現在の住民に負担増を求めるもので、一般家庭でいう「子や孫に  
借金を残す」という性格のものではありません。

公債費の繰上償還はやめ、2,600万円を積み増し、26億5,200万円となった財政調整基  
金とともに、今の住民が求めている事業への財源とすべきでした。

政府は、町行政において、マイナンバーカードの普及拡大などデジタル化の推進を強め  
ています。デジタル化によるの利便性の向上という面だけでなく、個人情報の漏洩や企業  
による個人情報の利用など負の面もあわせて町民に知らせていくべきでした。

子育て支援では、国の幼保無償化制度実施により、この部分の財政負担が軽くなりました。  
厚労省の説明会では、「無償化により自治体独自の取組の財源を、子育て支援のさらなる  
充実に活用することが重要である」としています。保育料は第1子から完全無料化すべ  
きでした。県下で本町だけが取り組んでいる、小中学児童・生徒への副教材費相当分の商  
品券の支給は、町内業者の売り上げ増の効果は限定的で、経費も手間もかかります。直接、

町が副教材費はみるべきでした。学校給食法では、「給食は教育」という位置づけです。義務教育は無償という原則からも学校給食への補助は、半額補助ではなく無料とすべきでした。子供の学力向上に大きな効果がある司書教諭の配置もすべきでした。幼児教育では保育士の正職員化をさらに進め、保育の質の向上など職員の職業意識の向上を図るべきでした。

文化・教育施設の利用の多くは町民であり、文化・スポーツの発展、健康増進を支援するためにも、町民の公共施設使用料は免除すべきでした。

健康、医療では、本町の疾病状況の分析と、これを受けた実効性のある健康づくりへの取組が必要で、歯科保健センターは予防事業、歯科検診などを充実し、8020運動をより進めるべきでした。

コロナ感染症拡大防止には、PCR検査等を大規模に行うことが有効です。国の臨時交付金も活用して、高齢者、障がい者施設、保育園などクラスターが起きやすい施設の職員にPCR検査等をたびたび行うべきでした。

地域振興では、地域づくり協議会の振り返りも踏まえ、協議会ごとの地域内経済循環を図ることが大切でした。地域内経済循環は、地域からのお金の流出を減らし、いったん地域に入ったお金が、地域内でぐるぐる循環することです。この観点から地域づくりを進めることにより、交通、健康・福祉、農林業の振興と課題解決も関連して行えます。

農業は、農地の集積化とともに小規模の農家を支援し、さらに、GI登録された佐用もち大豆などの農業特産品の育成、生産拡大の強化が必要で、生産者、JA、県農業改良普及センターとも協力し、国・県の施策追従にとどまらない放棄田対策など実効性のある農業振興への取組が必要でした。

商工業では、コロナ禍の影響を正確に把握し、事業者に対して必要な支援を行うべきでした。賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な公契約条例を制定すべきでした。商工振興の業務は商工会任せではなく町の施策として位置づけ、商工業者の状況、問題点を町がつかみ振興策に生かすべきでした。

本町は、過疎化が急速に進む中、誰もが住みやすいまちづくりが一層大切になっています。地域・産業の振興、教育・文化の発展と安心して暮らせる福祉、健康づくりの充実に不十分な決算であったことを指摘して反対討論といたします。

議長（石堂 基君） 次は、賛成討論の方は、ありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5番（小林裕和君） 令和2年度、佐用町一般会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場で討論をします。

佐用町一般会計歳入歳出決算については、監査委員の審査意見書報告並びに決算特別委員会で慎重に審議したとおり、町総合計画、地域創生総合戦略等を踏まえた施策の実施、また、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の活用により、各分野にわたる予算編成がなされて、適正かつ効果的に執行され、かつ安定した財政運営がなされていることが認められます。

特に、新型コロナウイルス感染症対策のため、商工業者応援金事業、交付金を活用しての子育て世帯の支援、感染拡大防止対策、医療機関の支援、教育環境の整備等、また、高校生等に係る医療費の助成、歴史的資源の保存と活用、養護老人ホームの移転改築、三日月支所の

改築等を積極的に実施されています。

また、中長期的な展望のもと、起債の繰上償還、債権管理条例による適正な債権管理と効果的で効率的な債権回収をすすめるとともに、不納欠損処理は費用対効果と現状を鑑みた対応であり、将来を見据えた堅実かつ安定した財政運営につながるものとして評価するものです。

人口減やコロナ禍の中で、歳入の減少による財政状況は厳しさを増していることは明らかですが、住民の目線に立った行政サービスが求められており、より一層の補助金等の交付とともに、事務事業、施策の検証、見直しが急務であることを申し添え、令和2年度佐用町一般会計歳入歳出決算は、堅実かつ安定した施策実施と、それに伴う財政運営がなされているということで、決算の認定には可とするものです。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第1号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和2年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和2年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 認定第3号、令和2年度佐用町国民健康保険特別会計決算認定について、反対の討論を行います。



国保税が高いことは、構造的な矛盾ではありますが、国保加入世帯の人数が保険料に影響するのは国民健康保険だけです。

また、各世帯に定額でかかる平等割と同様、ほかの保険にない制度です。

国保税の高さに多くの町民の皆さんが悲鳴を上げています。

国は、令和4年度から子供の人数割に対し補助する予定です。

決算委員会では、国の制度について未就学の子供に対し均等割5割軽減、所得制限なしという説明でした。対象者は50人という説明です。

佐用町の場合、国保加入のうち、18歳未満の子供は116世帯218人です。国に対し、引き続き対象範囲の拡大を求めています。また、子供の人数割をなくすことで、1人当たり3万6,000円の軽減を行うことができます。

滞納者に対する短期証は57世帯。資格証は6世帯に発行されました。発行に当たって、生活実態を勘案し、納付指導をすると説明がありましたが、滞納世帯の所得状況などの分析を行い、払える国保税にする必要があります。

令和2年度決算で、国保準備基金は2,500万円余り積み増しし、総額1億1,000万円余りにしました。基金の活用や一般会計からの繰入れで国民健康保険税の軽減を行うべきでした。

以上、指摘し、反対討論とします。

議長（石堂 基君） 次は、賛成討論の方は、ありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4番（千種和英君） 認定第3号、令和2年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

歳入総額20億7,437万3,000円、歳出総額20億5,674万2,000円。実質収支額を1,743万1,000円の黒字で結んでおります。

国民健康保険税の収納率の向上と特別交付金など、国、県からの補助金をより多く確保することで、安定した財政運営が図られています。その結果、将来の保険税の急激な増加等に対応するための基金の積み立てもされています。

一方、低所得者の負担が増大しないよう設けられている軽減制度や新型コロナの影響による収入減少者への減免制度などで被保険者の負担軽減も図られています。

収納率につきましては、国民健康保険制度への信頼保持、加入者の負担公平性を確保するため、収納率の向上に努め、納税折衝の結果、特別な理由がない方については、差押え等の滞納処分を執行するなどし、滞納繰越分の収納率が向上をしております。

また、併せて、現年度分についても、加入者の納税意識の変化により収納率が向上しております。

収納率につきましては、現年度分98.06%、これは前年比0.58の上昇で、県内33市町のうち、2位でございます。

滞納繰越分につきましても、前年比6.19のアップ、30.35%は、県内第4位の収納率です。

合計いたしましても、88.53%、前年比3.02で、県内4位の収納率でございます。

これも、ひとえに当局のご努力のたまものだと思っております。

また、滞納者への短期証、被保険者資格証明書の交付についても、滞納者との接触機会

を確保するために交付し、生活実態を十分に勘案し、納付誠意を確認するなど、納付指導に十分務めた上で行っており、大部分の方は、納付指導の結果、分納誓約等により生活実態に応じた納付につなげることにより、収納効率の向上につなげております。

交付状況につきましては、短期証につきましては、令和2年2月末で64世帯だったのが、令和2年5月は59世帯、令和3年7月末には57世帯と減っております。資格証につきましても、令和2年2月末の8世帯、令和2年5月末の8世帯、令和3年7月末には6世帯というふうに減少をしております。

高齢化率の高い佐用町の地域特性から歳出の大半を占める保険給付金は、およそ14億3,200万円と昨年より減少しているとはいえ、高い額で推移をしております。

一方、歳入の国民健康保険税は、およそ3億6,400万円となっております。

ただし、低所得者へは軽減制度を活用した措置を講じ、生活に十分な配慮がされております。軽減状況におきましても7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減者は2,268名となっており、全被保険者3,863名に対しまして58.7%の方に対して軽減を行っております。軽減額につきましては、6,300万円余りとなっております。コロナ減免につきましても、令和元年度、令和2年度、それぞれ9名、12名ということで200万円余りの減免措置を講じております。

一般会計等から1億7,300万円の繰入れ、特に、一般会計繰入金のうち、法定外繰入金の1,646万7,000円は、前年1,168万3,000円に比べ、増加はしているものの被保険者の負担軽減を図りながら安定的な運営に大きな役割を果たしております。

また、特別交付金として、保険者努力支援制度分など県から交付される特別交付金などで、より多くの財源を確保することで、財源の安定を図られています。

結果として、基金の積み立て、将来の保険税の収納不足、急激な動向等に対応できるように基金を積み立てられております。

積立額が2,512万2,357円、年度末基金残高が1億1,033万9,382円と、将来の不測の事態への準備もされている安定した財政運営がされている決算でございます。

以上の点を評価させていただき、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、令和2年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 認定第 4 号、令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計決算認定の反対討論を行います。

75 歳以上の高齢者の保険料は、6 回連続引き上げられました。

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会で保険料条例が改定され、均等割額を現行の 4 万 8,855 円から 5 万 1,371 円に 2,516 円引き上げ、所得割額を現行の 10.17%から 10.49%に 0.32 ポイント引き上げられました。

そして、低所得者の均等割軽減特例は廃止が続いています。低所得者の所得 5 割軽減だった人は、2018 年度から軽減なしになり、被用者保険の被扶養者だった人は特例措置により 9 割軽減はなくなり、2019 年度は、7 割軽減となり、加入後 2 年を経過する日まで 5 割軽減となっています。今回の保険料引き上げと合わせ 2 重の負担増となっています。

消費税増税の負担も増え、年金生活の高齢者の経済環境は厳しさを増している中、引き上げは認められません。制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保が脅かされています。国の制度の中で運営されている会計であり、国の制度施策を批判して反対討論といたします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3 番（加古原瑞樹君） 認定第 4 号、令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢化が進み医療費が年々増えていく中、制度を維持していくため若者と高齢者の分担ルールのもと、自己負担額を除いた医療費の 1 割を被保険者の保険料で、4 割を現役世代からの支援金分で、残りの 5 割を国・県・町の公費で負担する仕組みとなっており全世代で支える仕組みとなっています。

また、県の広域連合に運営を一元化し、町では各種届出の受付等の窓口業務、保険料の徴収など、役割分担をしながら運営されています。

令和 2 年度の決算においても、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金がほとんどであります。

また、一般会計から 9,445 万 9,000 円の繰入れを行いながら、実質収支 532 万 9,000 円の黒字で結ばれており、本町の高齢者が安心して適切な医療を受けられるため、また、高齢者医療制度の維持のために努力されています。

このことから決算認定に賛成し、討論とさせていただきます。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 4 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 4 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定

されました。

続いて、認定第5号、令和2年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 認定第5号、令和2年度佐用町介護保険特別会計決算認定について、反対の討論を行います。

私は、令和2年度介護保険特別会計予算案の討論の中で、国は補足給付制度の改悪を2021年度からしようとしている。介護の危機は深刻化していることを指摘しました。

また、新型コロナ危機のもとでも、政府はこの見直しを行わず、今年8月から特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所する低所得者の食費・居住費を補助する制度を改悪し、1日の食費は、これまでの650円から1,360円に、月額にして約2万2,000円の値上げになりました。また、ショートステイの食費は年収80万円以下の人をはじめ大半の利用者が値上げの対象となり収入に応じて日額210円から650円の負担増になりました。今年9月に入って改悪後初の利用料請求が届き、入所者や家族に驚きの声が広がっています。町内の方からも利用料の値上げに驚いたという声も聞かれました。

佐用町は、第7期介護保険事業計画で介護保険料は基本月額5,600円を1,300円、23%も引き上げ6,900円にしています。これ以上の負担増、給付削減は高齢者にも、それを支える現役世代にも痛みを押しつけるものです。

町は、介護の充実と改善を図るために、国に対し制度改悪を見直す声を上げるとともに、介護労働者の労働条件を改善するべきでした。

さらに、住民の命と暮らしを守るため、一般会計からの繰入れを行い、介護保険料の軽減と利用料減免をすべきでした。

以上指摘し、反対討論を終わります。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

[金澤君 挙手]

議長（石堂 基君） 金澤議員。

1番（金澤孝良君） 認定第5号、令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算に賛成の討論を行います。

年ごとに高齢化率が上昇し、ますます介護が必要となる方も多くなる中で、少ない費用で介護サービスを受けられるように社会全体で支えていくための保険制度であり、とても重要であります。

その制度を安定し、継続をしていくため介護給付などに要する費用については、国、県、市町村財源より、おおむね半額負担されております。

令和2年度決算におきましても、町の一般会計から相応の繰入れをされ、安心してサービスを受けることができます。

保険料につきましても、1号被保険者、2号被保険者は、所得に応じた保険料が徴収さ

れ、保険料と公費、利用者負担を適切に組み合わせて制度の持続可能性が高められ、また、低所得者に対しての軽減制度が充実されており、全体に配慮された会計になっております。

したがいまして、令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、適切であり賛成といたします。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定されました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。ただ今から休憩を取り、11時5分再開します。

午前10時51分 休憩

午前11時03分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、認定第6号、令和2年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号、令和2年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第7号は、委員長の報告のとおり、  
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定  
されました。

続いて、認定第8号、令和2年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第8号は、委員長の報告のとおり、  
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定  
されました。

続いて、認定第9号、令和2年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより認定第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第9号は、委員長の報告のとおり、  
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定  
されました。

続いて、認定第10号、令和2年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認  
定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより認定第10号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 10 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 10 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 11 号、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 11 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 12 号、令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 12 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 12 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 13 号、令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 13 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 13 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 14 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 14 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 14 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 16 に入ります。

日程第 16 ないし日程第 18 は、本日、追加提出の案件ではありますが、議案書は予定案件として、あらかじめ配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

日程第 16. 議案第 99 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について

議長（石堂 基君） それでは、日程第 16、議案第 99 号、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 99 号、佐用町一般会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 69 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 128 億 6,432 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 2,502 万 7,000 円の増額で、地方創生臨時交付金の追加計上でございます。



繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を 2,571 万 9,000 円減額をいたしております。

次に、歳出について、ご説明させていただきます。

総務費につきましては、総務管理費 183 万 1,000 円の減額でございます。平福地域福祉センターなど、各福祉センターの感染防止対策事業の執行見込によって、工事請負費を 4,026 万 9,000 円減額する一方、臨時交付金を活用した事業者支援として、商工業者事業継続応援金などを追加計上いたしております。

教育費につきましては、保健体育費 113 万 9,000 円の増額でございます。新型コロナウイルス感染防止対策として、町民プールの更衣室のエアコンを更新いたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 99 号については、本日即決とします。

これより、議案第 99 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 4,000 万円の工事費の減額ですけれども、町長の説明の中で、平福等の工事の見込みということで 4,000 万円の減額ですけれども、この平福ほかの、この 4,000 万円の減額の内訳はどうなっていますでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 失礼します。

内訳ですけれども、まず、佐用町の地域福祉センター、こちらのほうが 1,527 万 5,000 円の減額。

それから、南光地域福祉センターが 1,108 万 4,000 円の減額。

それから、久崎老人福祉センターが 357 万円の減額。

それと、ふれあいの里三日月が 1,034 万円の減額となっております。

以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） コロナ対策で緊急にやられたという側面も分かるんですけれども、その中で、減額の幅が大きいなと思うんですけれども、平福でしたら 3,400 万円の予算で 1,500 万円ですから、大分、減額の幅が大きいと思うんですけれど、その要因は何でしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） これは主に空調でして、結局、見積りの時には業者に依頼するんですけども、ほとんどが、大部分が機器なんです。そうすると、6割、7割で計算するんですけども、実際の入札になりますと、3割とか、そういうことで仕入れてきて、半分ぐらいに減ったりということになります。以上です。

9番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） その下に、移動販売運営補助金 90 万円。これ、佐用では桑田さん、久崎では小寺さんが地域を回られて、買い物に行けない方の、そういう実態をよく見ておられて、みなに喜ばれております。

これは、どういう格好の中での 90 万円なんでしょうか。そこらへんについて、伺います。

それから、もう1つ下の応援券の分で 2,100 万円、これ現在、何名の方が利用されて、この金額になったのか、そこらへんはどうでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） まず、移動販売につきましてですが、90 万円。これにつきましては、既存の業者のお声なども、いろいろとお聞かせいただく中で、非常に現在、車も買い替えるほどではないけれども、非常に傷んでいるというような実情も承っておりますし、それから、毎月、2,000 キロ、3,000 キロといった距離をお走りになる場合もあるということで、非常に運営の維持経費にご苦労されているというお話も聞いてございます。

そういった中で、何とか、このコロナ禍におきまして、移動販売を続けていただきたいということから、ガソリン代の、実際にご使用になって、お走りになったガソリン代の2分の1相当程度と、あと車の修繕をしていただいて、また、移動販売を続けていただくということで、車の修繕代、それを約 60 万円ほど見込んでおります。

これにつきましては、一応、保健所の許可を得て移動販売を続けていらっしゃっています、今の2業者、そういった方のご意見を聞く中で、一応、こういう金額を想定させていただいておりますが、確定数値ではございませんので、実績については、また、実績によりまして、ご報告ということになると思います。

議長（石堂 基君） 暮らしの応援券の販売状況について。どうぞ。

商工観光課長（真岡伯好君） この予算の応援金ではなく、応援券のほうでございますか。

さよう元気応援券の販売状況につきましては、先日の協議会でご説明させていただきま  
したとおり、9月16日現在で、1万2,588セット、1億2,588万円の販売状況となっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） その90万円はガソリンとか、車の維持ということでございますけれど、その糸田さんと小寺さんの、そのどちらに配分、どのような格好になっておるんでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） どちらということが、修繕料については、当然、これから、この  
予算が確定してから、具体的にご要望を承りますので、ひょっとしたら、全くないという  
業者さんもいらっしゃるかも分かりませんし、それについては、まだ、未確定です。

それから、当然、ガソリン代については、今現在、きちっと、保健所の許可を受けた中  
で、生鮮三品を含む移動販売をしていただいております業者に申請をしていただければ、  
補助の対象にしたいというふうに考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） そしたら、この下の地域公共交通事業者補助金と556万円上がって  
ございます。この分については、姫新線とかの、いわゆる智頭線の5人以上乗ったような  
場合とかいうようなことでやられておりますけれど、これらを利用した人は、何人ぐらい  
いらっしゃいますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えします。

今回、補正で上げさせていただいておりますのは、今、岡本議員がおっしゃった利用促  
進の事業とは別の事業ではございます。

そのお尋ねの件ですけれども往復切符の支給を、新型コロナの対策のほうでしてありま  
すが、ご承知のとおり、現在、緊急事態宣言期間中ということですので、今は、まだ、ちょ  
っと、人数のほうは記憶しておりませんが、2組ほどの利用ということで、大変低調な状  
態になってございます。

また、緊急事態が解除されれば、今後、利用が見込めるものというふうに考えておりま

す。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 別のものでは、その別のものとは、どういうことですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 今回、補正で上げさせていただいておりますのは、外出自粛等により運営に影響を受けました地域公共交通事業者を支援するものでございまして、兵庫県 の事業に随伴をして、直接支援を行う予算になってございます。

6 月の補正の際に、予算の議決をいただいておりますんですけど、この時は、支援、補助期間を1カ月分の、簡単に言いますと赤字補填というようなこととなりますが、そういうことで、兵庫県からの情報によりまして、バス分、主にはウエスト神姫になりますが、バス分として25万円。

それから、姫新線は対象になってございません。

智頭急行でございます。智頭急行分として約145万円程度を見込んで、予算編成をしたところでございます。

ただ、その後、ご承知のとおり、今回の臨時交付金、事業者直接支援分ということで、予算が国のほうからまいっておりますが、これを受けまして、兵庫県が支援を拡大するということがございました。それについても随伴の依頼がございまして、今回、補正をさせていただくということでございます。

拡大の内容は、支援期間を1カ月分から2カ月に拡大をするということと、タクシー事業者にも支援を拡大するというものでございます。

それに加えて、兵庫県が見込んでおりました智頭急行分の赤字補填分が、当初、約1カ月分として140万円を見込んでおりましたが、予測以上に赤字額が膨らんでいるということで、1カ月340万円程度、佐用町分としてですけれどもね、そういう支援となる見込みとなっておりますので、それに必要な予算として合計が726万円と見込んでおまして、6月の補正の時にしておりました170万円を引いた556万円を、今回、補正させていただくという形でございます。

ただ、これも、あくまで現在は、予測数値でございますので、実績は分かりませんので、それについては、また、ご報告をさせていただく形になろうかと思っております。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 4 ページの先ほど、ほかの議員も質問ありましたが、工事請負費で

減額 4,000 万円余り出ている内容としては、空調機器の実際、工事が行われた結果、こういう減額が出たということなのですが、それに関連して、5 ページの町民プールの運営費の中で備品費 113 万 9,000 円ということで、上がっております。これも説明ではエアコンの更新ということでした。

それで、その空調機器などの、どない言うんですか、工事に当たっての流れですけど、随意で工事の業者を選ぶ際のあり方であるとか、その工事に当たって、この町民プールと、それから、総務管理費の中で出ているものとは別物ではありますけれど、そこらへんのあり方について、ちょっと、説明をお願いしますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 入札のあり方のような説明でよろしいですか。

それでしたら、まず、町で建設業等審査委員会というのがあります。

そこに対して審査願いを出すわけです。その時に、随意契約でしたら随契理由書つけて内容が適正化どうか審査委員会で判断すると。その中で業者選定も行います。

例えば、今回、南光地域福祉センターでしたら、町内 6 業者と町外 3 業者みたいな、そういう選定の仕方をして、後日、見積り入札をします。その中で、最低のところは落とすということです。

そういう流れです。よろしいでしょうか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） でしたら、町民プールのエアコン更新も総務費の中で上げているような状況で、同じようにされるといことで、これは、補正予算ですから、予算としては上がっているけれど、結果的に、また、減額、大幅な減額も出る可能性もあるということなんでしょうか。伺います。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） 失礼します。

今回の町民プールの備品につきましては、プールの中に男子更衣室と女子更衣室と 2 室ございますけれども、その中のエアコンが老朽化しておりまして、一部故障もありますので、空調機能付きのエアコンに更新するという事業でございまして、備品、物はエアコンですので、備品購入費、設置費を込めて上げさせていただいております。

それで、この元金額につきましては、今、管理していただいている業者のほうから、見積りを取りまして、予算計上させていただいております。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歳入の 1 ページで、国庫支出金で補正額 2,502 万 7,000 円。繰入金として、基金繰入金を、ほぼ同額 2,571 万 9,000 円減額しています。

これは、一般財源として、これらの予定をしていたものが、今回の臨時交付金に合致するものに当てはめていった結果、財政的に、その繰入金を支出しなくてもよくなったという結果ではありますけれど、その予定していた繰入金を減額するというので、新たな事業というか、コロナ感染対策に対するものであるとか、町として浮いた財源については、戻してはいるんだけど、必要なものに、さらに充てていく計画があるとか、今回、財政的に、国、県の補助金が入ったことで浮いた財源についての活用などは、どのように考えておられますか。

[総務課長 挙手]

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

この基金の繰入れの減は、要は総事業費がありまして、今回の補助金があります。総事業費としましては、当然、総事業費から特定財源を引いた残りが、全部一般財源という形になりますけども、余っているわけではなくて、補助金と総事業費がイコールになれば、一番いいんでしょうけども、そうしますと、今回のように、入札減があったりとか、精算によって下がった場合に、今度は、国庫補助金のほうが余ってくるという状態になります。補助金が余るよりは、全額、国からの分は執行したらいいということで、どうしても総事業費は多めに取ってしまうということになります。

ですので、その多めに取った分は、一般財源で賄いますということになりますので、それが、財政調整基金であるということになりますので、余っているというわけではございません。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） では、別の項目で質問します。

4 ページの新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費の中の扶助費で PCR 検査助成を実態に合わせて、全員協議会の時に 150 万円減額したということで、そういう説明を受けましたが、検査そのものの要綱の内容の見直しであるとか、町長と見解も違うかもしれないんですが、町として、せっかく制度を活用できやすいものにするために、社会的に、本来は国が全面的にやらなければいけないことではあるんですけど、PCR 検査の助成について、受けやすいものにするというようなことを、今回、適用が 1 件だけということだったので、その 1 件の具体的な例というのは、それを示していただいて、それで、助成のあり方についても、活用できやすいものにしていくという考え方について、ちょっと、聞き

たいです。

〔健康福祉課長 挙手〕

13 番（平岡きぬゑ君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

今回、補正をさせていただいておりますけれども、感染症の検査費助成金の交付要綱、これ自体につきましては、見直しをしたわけではございません。

一般質問の時にお答えをさせていただきましたように、陽性の反応があった方の濃厚接触者の接触者の方を対象にしているということで、龍野健康福祉事務所のほうで、陽性者が出た場合に、濃厚接触者の聞き取りをするわけですが、感染拡大を防ぐために、かなり綿密に聞き取りをされて、これ以上、感染を増やすことがないようにということで、濃厚接触者という指定をされておりますので、接触者という方については、ごくごく少数ということになってございます。

具体的な例というのは、1件でございますので、説明をすると、その方が特定をされる恐れがありますので、具体的なことはお話しできないんですけれども、今、言いましたように、濃厚接触者の方と一緒にいられて、その方が、ご自分が家族でありますとか、勤務先でありますとか、そういったところに感染をして、ご迷惑をおかけすることがないようにということで、PCR 検査をご自分で受けられたというケースでございます。

それで、今回、補正をさせていただいております 150 万円の減額でございますけれども、6 月補正で既設予算として 300 万円計上させていただいて認めていただいております。

今回、150 万円を減額させていただきましたのは、同じ健康福祉課のほうで、所管をしております負担金補助の一番上の妊婦臨時特別給付金、こちらのほうが 150 万円不足することということで、増額をさせていただいておりますので、その予算の振替というようなことで、その金額を 150 万円減額させていただいているということでございます。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 99 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 99 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 99 号は、原案のとおり可決されました。

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 17、同意第 3 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました同意第 3 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、佐用町公平委員会委員としてご尽力賜っております前川福美さんでございますが、現在の任期が本年の 12 月 1 日をもって満了となるため、引き続き、公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和 3 年 12 月 2 日から令和 7 年 12 月 1 日までの 4 年間でございます。

ご同意いただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 3 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第 3 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 3 号は、同意することに決定しました。

---

日程第 18、同意第 4 号 佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 18、同意第 4 号、佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、浅野教育長の退席をお願いします。

〔教育長 浅野博之君 退場〕

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕



町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第4号、佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案件は、教育長、浅野博之氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となるため再任をしようとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、同法第5条第1項の規定により、令和6年9月30日までの3年でございます。

なお、浅野博之氏の略歴につきましては、再任でございますので説明は省略をさせていただきます。

ご同意賜りますように、よろしく願い申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第4号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第4号は、同意することに決定しました。

ここで浅野氏の入室をお願いします。

〔教育長 浅野博之君 入場〕

議長（石堂 基君） 浅野博之氏に報告します。

ただ今、教育長の任命について同意されましたので、報告します。

それでは、任命に当たっての挨拶を、浅野さんお願いします。

教育長（浅野博之君） 失礼して、一言、挨拶させていただきます。

平田教育長の後を引き継いで2年半が過ぎました。その間、利神城跡保存活用計画の策定、それから、利神小学校、三河小学校の統合、それから、中学校の規模適正化をどうするか。そういった課題がありました。

また、昨年来より新型コロナウイルス感染拡大のため、学校現場では長期にわたる休校など、前例のない対応を求められましたが、子供たちの学びを止めないということで、いろいろと工夫しながらやってまいりました。

現在、利神城跡の保存の工事も進んでおりますし、それから、学校現場では、GIGA スクール、それから、佐用町型連携教育に力を入れております。

ただ、GIGA スクール、それから、連携教育も始まったばかりですので、これから、ますます充実を図り、子供たちに必要な力をつけるために微力ながら頑張っていきたいと思いますので、

これまで同様にご理解、ご支援賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長（石堂 基君） ありがとうございます。

---

#### 日程第 19. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 19、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

---

#### 日程第 20. 議員派遣について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙記載のとおり派遣することに決定しました。

---

議長（石堂 基君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、定例会を閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、第 104 回佐用町議会定例会は、これをもって閉会とします。

---

午前 11 時 40 分 閉会

---

議長挨拶

議長（石堂 基君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、9月2日から本日まで、27日間の会期を定め、本日閉会の運びとなりました。

その間、令和2年度決算認定や令和3年度補正予算など、多くの案件をご審議賜り、誠にありがとうございました。

特に、決算特別委員会の西岡委員長、児玉副委員長には、大変ご尽力をいただき、御苦労さまでした。

また、町当局におかれましても、多くの資料作成等、準備をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日、会期最終を迎え、もう数日すると10月になります。

町内においては、秋の取入れ最中のところ等もありますが、明らかに季節が秋、そして、また、冬に向かおうとしています。

コロナの体制で言えば、この月末に緊急事態等が解除される見込みですが、まだまだ、店舗等の行動規制等が引き継がれる模様です。どうか十分にご留意いただき、健全な体で閉会中の議員活動に精進していただきますことをお願いをします。

また、最後になりましたが、この定例会開会中も非常に聞きづらい進行で、皆さんに大変ご迷惑をおかけしました。また、ご協力をいただき、無事、本日を終えたことを、本当に心から感謝しております。どうもありがとうございました。

結びになりますけれども、この定例会を前に、この10月に実施されます佐用町長選挙に向け、現の庵途町長から、その新たな決意と熱意を持った所信の表明、そして、施政が公表されました。

どうかお体にご留意をいただき、重ねて公務と併用でありますけれども、無事に選挙期間を戦い抜いていただいて、結果等については、私どもが臨むことも、希望することもできませんが、十分に健闘されますことを心から祈念をし、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

庵途町長、挨拶をお願いします。

#### 町長挨拶

町長（庵途典章君） それでは、失礼します。

9月定例会の閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、この9月定例会、上程をさせていただきました令和2年度の一般会計並びに各会計の決算の認定、また、補正予算、条例の制定、そして、ただ今の可決をいただきました浅野教育長の再任等の人事案件、たくさんの案件につきまして、慎重にご審議を賜り、いろいろなご意見、賜りましたけれども、全て原案どおり可決をいただきましたことを、まずもってお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

9月も、あと明日、明後日で終わり、10月に入ります。あと10月、1カ月で令和3年度の上半期も終わるわけでありまして。非常に日がたつのが早いんですけれども、このところずっと、緊急事態宣言が発令をされておりましたけれども、この9月末をもって、一応、緊急事態宣言も解除をされるという、そういう見通しが報道されております。

ただ、このコロナについては、はやこの発生が始まって、もう1年半余り、まだまだ、完全に終息するということは、当然、考えられませんが、これからも十分感染の拡大予防、油断をしないように、注意を払いながら、特にワクチンの接種と、町としても、かなりたくさんの方にワクチンの接種を終えていただいておりますけれども、まだ、10月3日で、

一応、計画的なワクチン接種は、一応終了し、その後も、随時、ワクチンの接種の予約を  
いただいて、その接種を行っていく、未接種の方に接種をしていただくという形で、感染  
予防に引き続いて取り組みながら、やはり、この1年半余り、本当にいろんな面で、たく  
さんの方が大きな影響、経済的な打撃を受けられております。そうした町内の、いろんな  
経済、いろんな方々、事業者に対しての支援等についても、今日、可決をいただいた補正  
予算等も活用しながら、引き続いて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

どうぞ、これからも引き続いて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、令和に入って、はや3年になりますけれども、佐用町も合併して16年が経過をい  
たします。

ただ今、議長のほうからもお言葉いただきましたけれども、私の任期もあと1カ月余り  
ということになりました。先の6月議会で皆さんに決意表明をさせていただきましたけれ  
ども、現下の非常に厳しい社会状況、町の今後の状況を踏まえて、引き続いて、私も皆  
さんとともに、佐用町のために、もうしばらく頑張っていきたいということで、立候補をさ  
せていただきます。

まだ、選挙の日程が、衆議院のほうの日程が、なかなか決まらないということで、現在、  
選管のほうで予定されております24日投票日というのが、これがずれていきそうです。

ただ、任期は11日まででありますので、7日の選挙までが、私の一番、延びても7日ま  
でと、14日の選挙ということになれば、もう任期が切れますので、それは、一緒には、同  
一にはなりませんけれども、7日になれば、それと同一の日程で選挙が執行されるという形  
になります。

この長く、議員の皆さん方には、いろいろなご指導いただき、ご支援を賜って、一緒に  
佐用町発展のために頑張ってきましたので、引き続いて、皆さん方のご指導、また、  
ご支援を賜れば、非常にありがたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げ  
たいと思ひます。

お彼岸も過ぎて、朝夕は非常にしのぎよくなってまいりました。

心配しておりました、今の台風は、かなり東のほうを通過して、大きな影響はないよう  
に思われますけれども、まだまだ、季節は、これから大きく変わってまいりますし、体調に  
皆さん方、健康に十分ご留意されまして、佐用町の発展のために、ますます、それぞれが  
元気にご活躍をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げまして、閉会に当たりまし  
てのお礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（石堂 基君）

ありがとうございました。